

\*文政八年より後年開<sup>\*</sup>に人チ<sup>ニ</sup>に據<sup>シ</sup>國<sup>ニ</sup>起<sup>ル</sup>源<sup>ヒ</sup>  
本<sup>ハ</sup>きに轉<sup>ス</sup>え如<sup>シ</sup>人<sup>チ</sup>ニ<sup>シテ</sup>はめ<sup>シ</sup>る<sup>シ</sup>に<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>さ<sup>シ</sup>知<sup>ル</sup>名<sup>シ</sup>も相<sup>シ</sup>訛<sup>ス</sup>く<sup>シ</sup>の<sup>シ</sup>さ<sup>シ</sup>未<sup>シ</sup>達<sup>シ</sup>せ<sup>シ</sup>る<sup>シ</sup>蓋<sup>シ</sup>に<sup>シ</sup>名<sup>シ</sup>は<sup>シ</sup>ン<sup>シ</sup>バ<sup>シ</sup>英<sup>ヒ</sup>ホ<sup>ノ</sup>能<sup>シ</sup>究<sup>マ</sup>だ<sup>シ</sup>な<sup>シ</sup>聞<sup>ク</sup>の<sup>シ</sup>英<sup>ヒ</sup>ホ<sup>ノ</sup>

となせり。其後外船の邊海に出没すること漸く多く暴行も甚しかりければ文政八年幕府はつひに令を下して異國船見付次第在合の人夫を以て不及有無一圖に打拂ふべしと達せり。かくて其後外船の近海に來るものなかりしが天保九年に和蘭甲比丹風説書を幕府に上りて英人<sup>\*</sup>ヒマンボンといふもの東洋十六箇國の總督なるが日本の漂流者七人を伴ひ來春浦賀に來りて交易を乞ふべしといふ、幕府は英吉利船が先年長崎其他に於いて亂暴狼藉を働きしを怒り來春來らば斷然打拂ふべしと評議一決せり蘭學者は之を聽き竊に打拂の無謀なるを私議せりきかの渡邊華山が慎機論を著し高野長英が夢物論を著して鎖國主義の世界の大勢に反するとを論じて陰かに同志に示し、がつひに之が爲に罪せられて獄に投せられしはこの時なりき、幕府も世界の形勢を察知し我より釁を開くの不利なるを見てしかば天保十三年に至

\*天保十三年改前手に保水守革以いに幕野二  
し故着府越年

り何事によらず御仁政を施すといふ口實を以て外國人にして難風に遭ひ漂流するものは事情を聞糺し薪水糧食を乞はゝ之を與ふべし一圖に打拂ふは萬國に對して信義を失ふものなれば文政八年の令を廢して文化三年の令に復すべき旨を達し和蘭甲比丹へも亦其旨を通せりきさて此令を發せし以後偶然にも外船の邊海に來ると年々多きを加へたり、即ち天保十四年十月には英船一艘琉球八重山に來り、同十五年三月には佛船一艘那霸へ來りて通商を乞ひ、翌弘化二年二月には米船安房の館山に來り、同三月には米船浦賀に來り、同七月には英船八重山島に來り、翌三年四月には英船那霸に來り、同五月には佛船三艘運天港に、米船一艘浦賀に來り、同六月には丁抹船浦賀に來り、同八月に英船三艘浦賀に來りぬ。外船のかく屢我近海に來りしは當時の人々が思惟せし如く天保十三年に打拂の令を廢せしが爲にあらざるは勿論にし

て是全く歐洲の形勢に變動を生じたるによれりしなり、即ち多年歐洲の平和を害したりし拿破崙戰爭は千八百十五年(文化十二年)に全く終を告げしかば是より歐洲列國は平和の事業に着手せんとし殊に眼を東洋貿易に注ぎけり、是より先千八百〇七年に始めて蒸氣船の製作ありしが年々之に改良を加へて堅きこと鐵の如く疾きこと矢の如く之に乗すれば千里萬里遠しとせず東洋西洋猶比隣の如くなれり。かゝる形勢なれば外舶の頻々として我近海に來りしは怪しむに足るべきものなきなり。然るに幕府は打拂の令を廢せしより外人我を侮りてしばしば沿海に出沒するものとなし嘉永二年の頃より文政の令を復せんとの議幕府有司の間に起れりしが文政令廢止のことは一旦荷蘭甲比丹に通知して諸外國のすでに知了する所なれば今更之を取消すを得ざる事情ありて可否いづれとも決する能はずして空しく日を送りた

りき。然るに他の方面に於いては幕府は松平大隅守(島津齊興)に達して琉球は内地と異れば臨機の處置をなすべしとて琉球に於いては外國と通商をなすも可なりとの旨を暗示せり。かくの如く幕府は外交上一定の方針を有することなく實に途方に暮れたる有様なるに外交の事は日々に益切迫し來らんとす。されば此時に當り輿望を負へる豪傑を起して之に外政を諮詢し併せて幕府外交上の責任を冥々の裡に其人に荷はしむるは幕府に取りて唯一無二の政策ならずや。さてかゝる人は何處に在るかと覓むれば十指の指す所水戸老公の外にあらじ、既に述べしが如く水戸老公は夙に海防に意を注ぎて或は士卒を訓練し或は巨砲を鑄、或は蝦夷地の開拓を論じ或は巨艦の製造を請ひたり而して是等の事たる却て幕府に猜忌せらるゝ種となりて謹慎を命ぜられしなり、謹慎の身となりて却て世の同情を惹き誰とて其冤罪を悲しま

東湖  
さを書あ  
いは月四  
へすな年  
しは弘化  
りでり二化  
にし

さるはなかりき、老公が世の同情を得たりしは是即ち老公を罰したる幕府が世の同情を失ひし所以なり、幕府こゝに見る所ありしかば幾もなくして老公の謹慎を解きしなり、老公謹慎を解かれたりといへども尙未だ藩政を與り聞くを得ざりき、世人は老公が有爲の才を抱きて蟄伏するを悲みて幕府の處置を非難せり、阿部正弘はさすがに機敏の人なりしかば能く此間の消息を解し大に斡旋盡力する所ありて老公をして再び藩政を視せしむるに至りしなり、東湖が『ころのあと』に『福山、市女いづれも利口者之由に候へば今と相成候ては洗冤へ組し候方自分々々の身の爲にも宜きと存候歟に推察被致候へ共ふみこみ候而言上仕兼候は畢竟甲辰の手續と齟齬仕候ゆへと奉存候』と言ひし如く弘化四年十二月頃に在りては阿部も尙未だふみこみて盡力せざりしを嘉永一二年の交に至りて大に力を盡し、は蓋し外交の事日々に切迫

し來りければ多年外政に眼を注げる老公の歓心を買ふは幕府の爲將た自己の爲に利益なるを信せしに因れるならむ。老公を起して藩政を與り聞かしめたるは他日老公をして幕府外政の顧問となすべき伏線にあらざるなき歟。

老公再び起ちて藩政を視るに至りしかば是より先結城派の爲に構陥せられて或は謹慎の身となり或は禁錮の身となりしものは悉く赦免せられき。尋いて結城派の鈴木石見守、太田丹波守、興津藏人、尾羽平藏、谷田部雲八等數十人は黜けられ、結城も慎隠居を命ぜられ食祿二分一を減せられぬ、之に反して改革派の大塙彌右衛門、白井織部、會澤恒藏、石河徳五郎、原田兵介、矢野唯之允、高橋多一郎等數十人は漸々擢用せらるゝに至りぬ。

戸田、藤田兩人の宅慎は嘉永二年八月に至りて解かれき、されど兩人と

も執るべき公務なく依然として閑散の身なりしなり。東湖は此頃より家塾を開きて後進の薰陶に閑日月を送れり。

### 東湖の塾と東湖の教育一斑

塾生は長幼によりて之を三等に區別し、十五歳以下を童子と稱し、十五歳より二十歳に至るを少者と稱し、二十歳以上を冠者と稱せり。會講は一ヶ月六回ありて内三回は童子及少者の爲に開き、三回は冠者の爲に催されしなり。さて會講の時は東湖正面の上坐に在り、其左方には水藩知名の學者列坐し、其前面には塾生相扣へ一人づゝ進み出で、東湖の面前に於いて講讀するを常とせり。少者童子の會講には激論の生することなかりしも冠者の會講には議論に花を咲かせ激聲壯語四壁を搖かし、こと往々之ありきといふ、蓋し書中の人物事實を假りて當世の務に論及せしことありしに因れり。左の一首の如き亦以て其一端を窺ふべし。

#### 小寒後一日雨雪快口賦以示塾中諸生

漠々愁雲凝未開。怒濤般作遠山雷。飛花忽舞嚴冬夕。白玉看埋綠竹隈。寒士誰憐僅免凍。雄心自訝未威灰。何時冒雪跨千島。東察迦邊賦快哉。

東湖人を教ふるや、忠孝を以て大本とす、而して忠孝を言ふや必ず其二ならざる所以を説き且忠臣孝子の事蹟を擧げて子弟を鼓舞激励せり。この教育法は東湖之を其父幽谷より直傳せしなり、否是即ち水戸藩の教育法なり、但東湖の風采、言語、經歷、言はゞ東湖の身邊より迸る一種の靈力は能くこの教育法を活動せしめ他人の企て及ぶべからざる感化を少年に與へしなり、東湖の門人内藤恥叟曰く

東湖先生恒會子弟、訓以忠孝之大義、又舉觴痛飲、每興酣耳熱、使子弟莊誦太平記吉野之戰及小楠公參內奏辭、擊節和之、意氣激昂、使人感激垂

泣不能自止

一八六

東湖は又子弟の年齢性格に考へて之を教導するに各其道を以てせしこと猶孔子の弟子に於けるが如きものあり、左に抄出せるは東湖が原市之進に與へし書中の一節なり

所示伍員論、數回讀過、其好處病處、大抵與曩日所示之作相伯仲、要之嶄然見頭角、夫伍員之與申包胥、其邪正相去不啻黑白、且員所謂倒行而逆施者、是何言也、士之立身處世、孜々焉、正行而順施之務、猶恐其或違道、今員公然決意於倒與逆、則廢棄彝倫、滅裂道義者、何所不逞、而自司馬遷目以烈丈夫以來、論者往々稱道其事、甚者列諸忠孝之科、其有害於名數也大矣、今足下方年少氣銳、若徒愛其悲憤激切而不本諸忠孝之大義、則恐毫釐之差終致千里之謬、故頃者姑以伍申優劣命題、欲以觀足下之所向、而足下一言破之曰、其優劣固不待識者、而後辯矣、嗚呼何其痛快也、彪讀

到此、實欣然不能自止

原市之進は非常の才子なりき、東湖は其或は才の爲に誤られんことを慮りて伍申優劣論を與へて其志向を試みられしなり其人を教ふる懇篤親切なりしを見るべし。又ある日渡井量藏といふ書生東湖を訪ひし時東湖卒然、汝は泉町を通行してこゝに來りしやと問ひしかば然りと答へしに然れば米屋の娘は何を爲して居りしやとの意外なる間に渡井は呆氣に取られ唯氣も附かずして通りぬと答へぬ。渡井後この事を人に語りて曰く東湖先生余の迂闊なるを見て故らにかかる問を發して余の迂闊を諷せしならむと、泉町米屋の娘はその時評判の美人なりとぞ。

**東湖と藩士** 東湖が竹隈町に閑居せし時藩中の士老壯となく日々東湖の門に出入して東湖と談論するを樂とせり。東湖亦能く客を

引き、能く談じて倦むことなく、人に寸長あれば之を推奨して措かざりければ之が爲に奮發激勵せしもの少なからざりき。東湖は如何なる人の訪問あるも故なく之を謝絶せしことなかりき。公用若くは已むを得ざる事故の爲に面談する能はざる時は之を明言して面會を謝絶するのが常なりき。面談中已むを得ざる用事の生ずる時も亦之を明言して客を歸らしむるが常なりき。要するに東湖の客に接するは淡泊にして少しも修飾することなかりしなり。されば人も亦遠慮なく東湖を訪問することを得たりきといふ、事小ななりといへども亦東湖の襟度の洒落なるを想ふべし。

### 東湖の家計

東湖の家計の裕かならざりしことはすでに抄出しが置ける東湖の詩句によりて其一斑を知るを得。東湖が竹隈町に在りし頃自ら家計日録と題する豫算書を作りしが其表によれば一ヶ年の

経費不足五兩一分一朱にして『酒のみ兼ね候なり』と附記せり、この頃東湖の詩に

既愛杜康耽醉眠。又將翰墨送殘年。妻擎慍見緣何事。潤筆悉皆償  
酒錢。

とありて酒錢の多くは實に潤筆料なりしなり、其潤筆の周旋をなし、ものは近隣に住ひし煙草屋の主人にして碑面看板に限らず一枚一升といふ定めにて主人時々來りて『先生又一升出來ました』。

さりり一き字旗しし價酒し銅あふ一\*  
ぞしもさはす幟なかな一に銭らも升  
な多し銅るにりいれ升し一す酒さ  
りかよ銭さ題 ひばのてさ にい

## 第二篇 天下に於ける東湖

### 第一章 外船來朝と東湖

**米艦來朝と烈公**

西暦千八百五十年(嘉永三年)北米合衆國は

東洋貿易を開始し我日本國へ使節を派遣すべきことを議會に於て議決せしが果して嘉永六年六月三日に至り亞米利加合衆國水師提督彼理は船艦四艘を率ゐて相模の浦賀に來り自ら國書を將軍に致して和親通商の事を談せんといふ。幕府は大に驚き同き六日布衣以上の幕吏を登城せしめ評議徹宵つひに米國々書を受領することに決し、八日儒者林大學頭(謙)を應接掛となし浦賀に至らしむ。翌日浦賀奉行戸田伊豆守(氏榮)同井戸對馬守(學弘)及林大學頭は彼理と久里濱の館舎に會して其國書を受領し且此地は外國と應接する地にあらざれば速かに歸帆

あるべしと諭しけるに彼理は明年再び浦賀に來りて返書を獲んとて辭し去り、江戸近海を測量し十二日に至り本國へ向け歸航の途に就きぬ、そもそも米艦の來朝あるべきことは嘉永五年に和蘭人の告ぐる所によりて幕府は既に之を知りしにも拘らず、之に對して疑を抱きけるに一朝山の如き黒船突如として江戸近海に乗り入りしことなれば幕府の周章狼狽一方ならず、或は諸大名に令して江戸近海を守らしめ、或は異船江戸灣内に乘入らば早半鐘を相圖に火事具着用登城あるべしと令する折今にも戦争の起るべき状勢を示しければ海邊の市民は難を避けんとて逸早くも家財道具を運搬し武人は驟かに武器馬具の調度に忙はしく混雜言はん方なく物情不穏を極めたりき。朝廷にては幕府の奏上により米艦來朝のことを聞召されて七社七寺に夷類退讓の御祈願あらせらる。將軍家慶公は六月一日より疾に罹りてありしかば

幕吏はわざと米艦の來朝を將軍に告げざりしが事つひに蔽ひ隠すべからざるを以て六日に至り之を將軍に告げしに將軍大に驚き此日直に老中阿部伊勢守を使とし水戸老公を駒込の邸に訪ひ米國に對する意見を問はしめぬ。此時老公は阿部に向つて如何なることを述べられしか今之を知るに由なしといへども阿部は老公に面會せし後大に意を安んじたりしが如しと傳ふ。越えて七月三日に至り幕府は老公に對して『海岸防禦筋之儀に付此節御用之義被在之候間當分之内隔日御登城可被成候御隱居後之事に付御表通に不及平川口御門より御風呂屋口夫より御扣席に御通可被成』と命ぜり。老公は隱居の身といへども國家の大事なれば進みて幕議に參せんと決心せられき。さて水戸老公は當時世に知られたる攘夷論者なり、幕府は弘化嘉永の交より攘夷の到底行ふべからざるを見て溫和手段を執り來れり、然れば此時に當り幕

\*  
幕府に於ける八日  
福地櫻痴氏の  
誤りのあ月亡の  
論幕櫻痴氏

府は何故に異主義者たる老公を起して外政に參與せしめたるか、是實に一疑問なり。<sup>\*</sup>或人は是全く當時の將軍家が老公の爲人を信じてかかる事に出でしならむといへり、されど將軍の薨去は六月廿二日にして老公が外政參與の命を受けしは七月三日にあらずや、縱し將軍の遺言ありしとするも阿部閣老たるもの自己の見地なくして故紙零墨に等しき遺言を守り馭し難き老雄を起たしむる愚をなさんや。然れば阿部は何の見る所ありて老公を起たしめしやといふに、阿部蓋し謂へらく、水戸老公は熱心なる攘夷論者にして天下の興望を荷へり、此人をして野に咆哮せしめなば攘夷論は火の手を盛にして幕府の外政に言ふべからざる妨害を興ふべし、今の時に及び老公をして吾等と共に外交の局に當らしめば外國の形勢事情に通じ從つて攘夷の行ふべからざるを悟るに至らむ、老公にして攘夷の行ふべからざるを悟りて開國の説

を持するに至らば攘夷を主とする天下の論者も自ら過激なる對外論を抛棄するに至らんと。是其攘夷論者たる老公をして外政に參與せしめし所以にあらざるか。幕府は弘化嘉永の交より攘夷の行ふべからざるを知りつゝも表面は打拂を呼號し强硬を粧ひ來りしが故に一朝和親通商を許可するに至らば天下の反對を受けんとは必然なり、而して老公をして野に在らしめば反對派に一大勢力を與ふることも亦必然なり、幕府は蓋し之を畏れたりしなり是其反對論者たる老公をして外政に參與せしめし所以にあらざるか。さて又老公は何の成算ありて幕府の外政に參與することを諾せられしか、是亦一の疑問なり。老公は幕府の命あるや一旦は之を辭したりしも幕府の懸命黙し難く且國家の大事なれば袖手傍観するに忍びずとて命を受くるに至りしなり。そは當時老公が關白鷹司輔熙卿に與ふるとて東湖をして起草せしめし書

簡によりて明かなり。其書簡に曰く

偕當六月中は異國船相州浦賀へ渡來間もなく大樹薨去同日養母大故内憂外患一時並至實以痛心無此上乍憚御推察可被下候其後不存寄海岸防禦筋之儀に付登城之儀蒙命候處右之儀に付殿下に而家臣口月四郎太夫被爲召何分天下の大變に不相成候様處置可仕旨高諭之趣四郎太夫より申來委細奉敬承候元より短才の私儀右様の大任に當り候儀誠に無覺束且は退隱の身分繁々登城仕候も如何敷候間一應辭退仕候へ共右之通内憂外患之砌身構のみ仕候而も罷在兼不得已出仕罷在候儀に御座候例之私に而御座候間御案し被遊候も乍憚御尤に御座候へ共龜暴之取扱仕候所存差而無御座候云々

**東湖の再勤** 水戸老公は斯の如くにして天下の政に參與する身となりぬ。されば老公の雙腕と稱せられし戸田、藤田の二人も永く閑

散の地に在るを許されず、東湖が起ちて天下の東湖たらんとする時は來りぬ。七月六日藩の若年寄岡部忠平より一封の書は東湖の手に達せり、披き見れば

御用有之被爲召候間日數百日程逗留の心得にて支度出來次第二日道中にて御登可被有之候

七月六日

尙々御差急ぎ御用に付早々御登可被有之候

とありて戸田及山國(喜八郎)へも同時に東上すべしとの命あり。東湖は翌七日正午、内塾生二十七人に送られて竹隈町の宅を出で九日夜五時小石川の藩邸に着しぬ。二十日に至りて左の辭令あり。

藤田東湖

其方儀此度定江戸被仰付

思召を以海岸防禦筋之儀

前中納言様御用向被 仰付地方三百石被下置候條萬端大切に可相勤旨被 仰出者也

座席之儀は可爲御側御用入相勤候節之通事

其前日即ち十九日に東湖は駒込邸の老公より至急出頭すべしとの命に接し戸田、山國等と共に老公に謁せり、弘化元年に老公幕府の譴を蒙り風姿蕭然駒込の邸に赴きこそに謹慎の身となり東湖等も亦幽囚の人となりしより以來君臣相見ざること茲に十年。今又一堂に會して相共に外政を論す、其感果して如何なりしづ、東湖が其日の日記に『於御坐之間戸田一同拜謁十年前五月六日のまゝにて謁見不覺涕泗横流海防論一時計にて退出』とあり、語簡なれども情盡くせり。

名望夙に天下に高く孔明を以て目せられたる英邁果斷の老公も、雄偉

卓犖一世の豪として世人の仰望して措かざる東湖も斯くの如くして山を出てたり、米艦渡來以後驚き惑ひて嚮ふ所を知らざる海内の士人は實に水戸老公及東湖等に待つ所多かりき、老公及東湖等は此際如何なる意見如何なる手腕を以て世人の希望を満足せしめんとせしか、余は之を述ぶるに先ち從來水戸藩の君臣が懷抱せる對外の意見を述ぶるを順序と思へば左に其大要を説くべし。

**水戸藩の對外論** 天保弘化の際に於ける水戸藩の對外論は言ふまでもなく鎖國攘夷を主張し外船來らば無二無三に打碎きて憂き目を見せ皇國の威武を海外に知らしめんといふに在りき、而して其鎖國攘夷を主張する論據はいかにといふに、(第一)外夷は貪婪飽くことを知らざる虎狼の輩なれば之と和親せん日は必ず彼等の侵略する所とならひ、之を支那の歴史に徵し見よ宋は金と和せしより漸々金の侵

略するところとなりしにあらずや、今我外夷と和親せんか、是即ち城下の盟をなすものにして漸を以て彼等に乗せられんこと猶宋の金に於けるが如くなるに至らんといひ、(第二)外夷はかの畏るべき邪教を弘めて民心を蠱惑するを以て他國侵略の第一策となすものなれば今我彼等に和親を許さば彼等得意の手段を以て邪教を國內に弘むるならむ、然れば良民漸を以て之に沾染し彼の本尊を拜して我君父を無するに至るべし、かくては我國家をいかにすべきかといひ、(第三)我國は元來米穀金銀の產出裕かなれば通商交易して之を他國に仰ぐべき必要なきなり、蘭人と通商すること茲に二百餘年、されど我に於いて少しも益する所なく唯我奢侈を增長せしめたるのみ、通商貿易は我に於いて益なきのみならず、彼外夷は通商貿易によりて我國情を探知して他日我を侵略する素地を作らんとするものなれば外夷と通商するは害ありて

益なしといふに在りき。

二〇〇

## 東湖の攘夷論 壱夷論の盛なる水戸の地に生れ水戸の地に人

と爲りし東湖が攘夷論を主張せしは怪しむに足るなし東湖が弘化元年著し、常陸帶に

抑遙る々々遠き西北の夷狄其國は澤にあれども皆邪教を尊み世にあらゆる國といふ國を奪ひ取らんことをのみたくみ世をかへ人を繼ぎ其志を遂げんとする奴原なり天文の頃より神國に來りて其邪教を弘めぬるを織田氏豊臣氏さすがに其禍を喻り是を除かんことを謀りけれども未だ其根を絶つに至らず東照宮の深く是を惡み給ひ邪教に迷ぬる者残りなく罪し給ひしはこよなき御功績と申し奉るも愚かなりしかはあれど其教固より邪法なる故一度迷ひぬるものには喻し難し陽には改ぬるさまして陰かに其教を尊ひ人にも勧

めたりけむ寛永の年に至りて島原の賊徒亂を作せり幕府の威靈にて程なく賊徒平げぬれども凡そ此邪教の爲に死罪に行はるゝ者此時まで二十八萬人に及びしどぞ此一條を以ても邪教の惡むべく夷狄の近付可らざる事を知りつべし

といひしていかに東湖が耶蘇教を惡み延ひて外人を攘斥するに熱心なりしかを見るべく又同書に

凡そ神國に生れし人々は一人も大和魂を礪き一人も猛きわざを學び邪なる教もて誑かさるゝとも露だに心を動かさずをほけなくも穢はしき夷狄の寄せ來らんこと有んには煙の下より一さんに馳せ入り八尋の矛十握の劍思ふまゝに打振りて彼の鼻高く眼入たる奴原一人も残さぬ許りに憂き目見せたらんにはいかに心地よきわざならずや少年の人々かりそめにも君の御志を忘れず大和魂みがき

て鎗太刀のわざをな怠りぞ

とあり、こは少年子弟を激勵する爲に發せし言なれども亦以て東湖がいかに熱心に攘夷論を唱へしかを見るべし。

### 十條五事の大意

斯の如く天保弘化の際に於いて水戸藩の君臣は實に熱心なる攘夷論者なりき。さて嘉永六年頃に至りても尙天保弘化の際に於けるが如き對外論を把持して全く通商を拒絶し外艦を掃攘せんとする意見を有せしか將た國力の強弱と外國の形勢とに鑑みて多少前説を斟酌加減したりしか。老公か外政參與の命を受けてより始めて外交に關する意見書を呈出せしは七月十日にして有名なる海防愚存即ち十條五事なり。十條とは外國と和すべからざる理由十ヶ條を列舉せしものなり、今其大意を述べんに(第一)米艦我國禁を犯して江戸近海に乗り入り空砲を發せしは驕慢無禮の振舞なり今彼の言

ふまゝに和親を許さば是即ち城下の盟にして國辱此上もなきことなれば和すべからず。(第二)切支丹宗禁制は幕府の法度中最重大なるものなり今米國と和親せば禁制の邪教は自然國中に傳はるべし、是祖宗の威靈を辱かしむるものなれば和すべからず。(第三)我金銀銅鐵を以て彼の羅紗硝子に交換するは有用物を以て無用物に換ふるなり、和蘭人との交易さへも停止すべき筈なるに今又他國と交易を開かんとするは國家を疲弊せしむるものなれば和すべからず。(第四)米人に交易を許さば先年拒絕せし魯英の二國にも之を許さるを得ざるを得ざるべし、(第五)外人はまづ交易を名として和親を結ぶといへどもつひには奸策を逞くして其國を苦むるものなり、清國阿片の亂の如きは其一例たり。(第六)我國のみ鎖國主義を執りて孤立するは世界の形勢の許さる所なれば外國へ往來して交易すべしと論するものあり、國民一致し武備充實する

こと中古以前の如くなれば外國へ押渡ることを得べきも今日彼に要せられて交易を許すべき有様にては外國へ渡りて交易することは坐上の空論たるを免れず。(第七)諸大名に内海の警衛を命じ置きながら外夷の近海を測量するを打捨置くは士民をして奔命に疲れしむると同時に士氣の懈怠を生すべし。(第八)黒田鍋島に長崎を守らしむるはひとり清蘭二國に對するのみならず他の諸外國に對する警備の任をも盡さしめむが爲ならむ、然るに幕府が浦賀に來れる外夷より國書を請取りしは即ち長崎の防備を無用視したるに等しく鍋島黒田の思惑も如何あらんか。(第九)下賤の民といへども外夷の驕傲なる振舞を見て切歎せざるはなきに幕府にして外夷を寛假せんには下賤のものもつひに幕府を侮るに至るべし。(第十)多年泰平にして軍備整頓せざるが故に今日は外夷を寛待し武備充足するを待ち然る後攘夷の令を發すべしとくべきことを論せしなり。

### 烈公及東湖の對外意見の眞想

さて十條五事に言ふ

所を一見すれば老公は依然として鑽國攘夷主義を執れるが如し、されど其第六條に言ふ所を推考すれば國人一致し武備充足すること中古以前の如くならば我より進みて交易するは可なりとの意を含めり。老

公は天保弘化の際に在りては『大なる船を造りて外國に渡り諸々の國を切從んといふ事いと勇ましきに似たれども我はいと危き事に思ふなり我國の人は輕佻にして其心物に移り易し慾情薄くして思慮淺しなまじひに夷狄のわざに習つて國々に渡りなば諺に謂はゆる鶉のまねする鳥に均しく害のみありて利なかるべし』といひて我より進みて海外に押渡り貿易するをも不可なりとせしがこゝに至りては必しも之を非とせざりしが如し且海防愚存の附箋に

八日にも御話し申候如く太平打續き候へば當世態にては戦は難く和は易く候得共戦に御決に相成天下一統戦を覺悟致候上にて和に相成候へば夫程のことなく和を主とし萬々一戦に相成候せつは當時の有様にては如何共被遊方無之候へば去八日御話申候海防掛の極密に被成公邊に於ても此度は實に御打拂の思召にて御號令に

致度臍下に和の事有之候へば又自然と他へも洩聞え候故拙策御用に相成候事にも候はゞ和の一字は封して海防掛のみの預りに致度事に候右故本文は和の事一切不認候

とあり即ち天保弘化の際に於けるが如く無二無三に攘夷を主張せしにあらざるを見るべし否和親交易の已むべからざるを觀破したりしに、唯和親交易を許すべきことを海内に表示せんには士氣緩怠し武備整頓せざるべきを以てこの一事は當局者の胸中に秘し置き兎に角一旦は彼の言ふ所を拒絶すべしといふに在り。

老公の外交上の意見斯の如し而して東湖の意見も亦之に同じく天保弘化の際に於けるが如く一意に攘夷を主張せしにあらざるは明かなり。東湖が此年八月十八日老公に上りて己れと川路左衛門尉との對談の模様を述べたる書中に

水戸老公  
をいふ

談論種々有之候へ共ツマル所和戰の二字に御座候間此方にも容易に戰とは不申いろく持廻し候上にて論候處隨分耳に入り候様子に御座候此武備衰弊の中に戰と申すはあまり無口の様に候へ共和と相成候へばたとひ其當坐夷狄の方は穩にても第一國主始めの御取示し出來間敷此節徳川家御厄難には候へ共乍隱居も前中納言殿正論又尾張殿越前殿一橋殿皆々正論御一門に如此正論揃候事も容易には有之間敷乍恐此處上様御厚運に被爲在候間其上に福山始め尊兄の如き方々にて正論御貫き被成候は、戦と申も無口には無之云々と申のべ候へば此一言も悉く腹に入いかさまと存候様子云々

とあり其『容易に戰とは不申いろく持廻し候上にて論候處隨分耳に入り候様子』といへるを玩味すれば東湖が胸中の秘密を暗示せしを知

るべし、即ち戰は好まざれども戰を主張せざるべからざる國情なることを絮説したりしならむ、又其『和と相成り候へばたとひ其當坐夷狄の方は穩にても第一國主始めの御取示し出來間敷』といへるにてますます權宜上戰を主張せざるべからざることを示したりしや明かなり、即ち戰は好む所にあらざれども彼に要せられて和親を結ぶとありては諸侯に對して幕府の威信を損するに至るべければ幕府の爲めに謀るには戰を主張し内、諸侯に對して威信を保ち外、外國に對して威武を示し然る後除ろに和親を結ぶべしとの意なり。さて是より先幕府は令を大小名及幕府の有司に下して、米船渡來一條は國家の一大事にして容易ならざる筋なれば之に對する意見をば十分腹藏なく申聞けらるべとして諮詢せられしかば大小名及有司は各意見書を呈し或は斷然打拂ふべしといひ或は國情を述べて謝絶すべしといひ或は我より商船

七月一日

を派して交易すべしといひ或は軍備の整頓するまで交易を延期すべきといひ諸説紛々たりしも要するに攘夷論多數を占めたりき。されば此際幕府に於いて和親交易の方針を執らんには東湖の言ひしが如く『國主始めの御取示し』に相成らずして彼等に輕侮せらるゝに至らんは明なり。幕府が諸大名に諮詢したりしは幕府從來の方針に反せしものにして幕府の一大失策なりしは言ふまでもなきことながらすでに諮詢せし以上は其多數の意見に反する行動をなすに於てはいよくますく、幕府の威信を失ふなりされば此際に當りて戦を唱ふるは第一幕府の爲、次に士氣を鼓舞せんが爲に必要なりしならむか。老公及東湖等の攘夷論を呼號したりしは即ちこゝに見る所ありしなり。

### 幕府の姑息

嘉永六年十一月廿六日發せしなり

老公及東湖の對外論は右に述べたるが如し。さて幕府は老公の意見を採用したりしかといふに質素儉約の令を布きし

大船の禁を解き  
大船の禁を解き  
五年九月廿六日  
五年九月廿六日  
同年十月五日  
同年十月五日  
に命ぜし

が如き大船製造の禁を解きしが如き將た蘭人に軍艦及大小砲の輸入を命ぜしが如きは老公の建言に基きて行ひしものに似たり。されど對外政策の根底に至りては老公の意見を採用せざりき。そは幕府が諸大名の意見に對し令を下して

亞米利加合衆國より差出候書翰之儀に付夫々被致建議候趣遂熟覽参考之上達御聽候處諸説異同は有之候得共和戰之二字に歸宿候然處面々被致建議候通當時近海を始、防禦筋等御全備不相成候に付渠申立置候書翰之通彌來年渡來致候共御聞届之有無は不申聞可成丈此方よりは平穩に爲取計可申候得共彼より亂妨候儀有之間敷共難申其節に至不覺悟に有之候ては御國辱にも相成候儀に付防禦筋實用之御備精々心掛怒情を忍び義勇を蓄彼動靜を熟察致萬一彼より兵端を相開き候は、一同奮發毫髮も御國體を不汚様上下舉て力を

盡し忠勤可相勵との上意に候

二二二

といひしにて明かなり、即ち其『御聞届の有無は不申聞可成丈此方より平穩に爲取計可申』といへるは幕府外交方針の一一定せざることを自白せるものにして實に曖昧模稟の至なり。老公及主戰論者の言ふ所は其拒絶の手段に緩急の差こそあれ米國の言ふ所を斥くべしといふに至りては一なり。然るに幕府は米國の請ふ所に就きては拒否を明言せざるべしといふ、是實に幕府が内諸侯に對し外他國に對して威信を失ひし第一着手にして後來續出紛起する困難は必竟するに斯の如き因循姑息の手段より出でたりしなり。

### 魯船長崎に來る

前に述べたる如く彼理の率る來りし船艦は六月十二日に退帆せしかば幕吏を始め天下の士民は一時安堵の思をなしゝ間もなくこの年七月十七日魯西亞の使節布恬廷は船艦四艘

を率ゐて長崎に來り國書を幕府に致して求むる所あらんとす。東湖時に詩あり

墨夷辭去僅三旬、鄂虜又窺西海濱、鑄銃造船常事耳。與民致死果何人。

魯西亞の求むる所は、第一、北地に於ける日魯兩國の境界を確定して將來の紛議を避けんといふこと、第二、日本沿岸の地に貿易場を開かれんこと並に魯船の堪察加及亞米利加に來往するものゝ日本港内に入りて食料其他須要の物品を求めん時は其需に應せられたきこと等なりき。幕府は之に對して評議を凝しゝが大目付及目付等の意見は外國の國書を受領するは我國法の許さゝる所なれども餘儀なき申立もあれば國法の旨趣を諭したる上にて之を受領すべし但し其書に對して直に返答に及び難ければ早々退帆すべき旨を諭すべしといふに在りき。

\*嘉永六年九月十五日

幕府は大半此意見を採用したりと見え八月三日長崎奉行大澤豊後守(秉哲)に達して、將軍薨去國家多事の際なれば速に返答に及び難きゆゑ追て和蘭甲比丹へ通達すべし、尤江戸表より返答を聞かんが爲に滯船せんとならば滯船するも妨なしとの旨を魯國使節に通すべしと命ぜり。魯船の來朝は又もや在官在野の人をして和戰論の窓中に投せしめ浦賀奉行戸田伊豆守は來るものは拒まざる主義を持し年限を定めて魯國の願意を聽許すべしといひ目付鶴殿甚左衛門(長銳)外國奉行堀織部(利熙)は大に之を不可なりとし代官江川太郎左衛門(英龍)及蘭學者の中には魯西亞と和して亞米利加を斥くべしと論せしものありき。東湖は日魯同盟を不可なりとして老公に上りし書中に左の如くいへり

近來魯西亞へ和し亞墨利加を絶候論蘭學家並蘭學信向の儒者共専ら主張仕候間阿閣はじめ又首を傾け候儀何共安心不仕候邪宗制禁

被而取先は禁宗た令造日大  
心嚴縮規彌等門るを禁船  
達重向相以之御時解止船  
りをせり候可別守如儀制邪きの製

彌以如先規と被仰出候上は魯西亞に限り不申すべて蟹文の國には通信も一切御許容無之尤御武備御整迄は此方より兵端御開不被遊彼より及不法候は、ヤ無二念決戦之儀一日も早く大號令發表に仕度奉存候

魯西亞にのみ和親交易を許し亞米利加の要請を拒絶すべしといへることの愚論たるは言ふまでもなく東湖が之を不可なりと言ひしは固よりの事たり其末段にいへる大號令發表云々は士氣を振起し幕府の威嚴を諸侯に示さんとの旨趣より出でしことは已に抄出せる東湖の書に合せ觀て明かなりとす。

**魯使** **こ** **幕吏** **こ** **の** **應接** さて幕府は十月八日に筒井肥前守(政憲)、川路左衛門尉、荒尾土佐守(成允)及古賀謹一郎(増)に命じて長崎に赴き魯國使節に對談せしむ、筒井の一行は十月卅日に江戸を發せしが川路

は十二月八日、筒井及古賀は同九日、荒尾は同十日に長崎に着し、十四日筒井等は魯使布恬廷以下を長崎西役所に延見して之を饗應し、十七日には魯船に赴きて魯使の饗應を受け十八日に幕府の答書を使節に渡し、其書の大意は國境を確定するは必要なれども其事たる重大にして慎重に慎重を加へざるべからざれば即今貴意に應じて驟かに之を定め難し、貿易は世界の形勢上已むを得ざれども一國に許さば他の國々にも許さざるべからず、數多の國々と貿易するは我國力の及ぶ所にあらず、且貿易をなさんとせば豫め我國產出の貨物の多寡精粗を検せざるべからず、是旦夕の能く辨する所にあらず勢三五年の日子を費さざるを得ずといふに在り。魯使は擇捉島の北に當れる總千島及サガレン島の南端の外は魯領とせん又大阪箱館の二港を開きて貿易場となさんことを望むと述べ筒井等は之に對し即今境界を確定し難きも

兎に角地所見分として官吏を派遣すべし又和親交易の禁制は祖宗の遺法なれども時勢の推移已むを得ざれば或は貴意に應するに至らんとも知るべからざれども今や將軍新に立ち百事匆忙を極むる際なれば數年を経過せざらんにはかゝる大事を決し難し、この故にこゝ三五年を待たれよといひしが、結局魯使の希望により(一)我邦に於いて通商を許さん時は貴國を以て始とすべし、(二)貴國は隣國の事なれば他の國々に許すべきことは勿論貴國にも許すべしといへる二ヶ條をば文書を以て約し、是に於いて魯船は悉く長崎を出帆せり、時に安政元年正月八日なり。

### 諸外國ご條約締結

明年再び来るべしとて嘉永六年六月十二日に浦賀を出帆せし米船は果して其言に違はず安政元年正月十四日に一隻の帆影を浦賀埠頭に現はせり、尋いで來れるもの五隻、使節は

例の彼理なり、彼理は前年致し置きし國書の返答を得んが爲に自ら老中に談せんといふ、幕府は林大學頭井戸對馬守をして浦賀に赴かしめて彼理に應接せしめんとす、彼理は進みて本牧に入る、浦賀奉行伊澤美作守(政義)は彼理をして浦賀に歸航せしめんとしたれども彼理は浦賀は港内狭隘にして波濤險惡なれば碇泊に適せずとて之に應せず、更に進みて神奈川に入る、林、井戸等も神奈川に引き返へし尋いで横濱を以て應接の地となしこゝに假館を設けたり。この時に當り水戸老公は亞米利加へ通商の端を開かば向に歸り去らしめし魯人に對して信を失ふが故に米國に通商を許すべからずとの意見を抱き、又幕府の内部にも通商を不可とする論者多く或は又首鼠兩端の説を持つるものありき、談判委員たる林、井戸等は米國の要求激しければ之を拒絶せんには江戸に乗り入らんも知るべからずかくありたらんには是實に由々敷

大事にて失態無此上ことなれば兎に角、通商を試むべきことを約し其開始期限を出來るべき丈延引するに如くはなしとの意見を抱けり、さて談判は二月十日に開始せられ我よりは將軍新に立ち諸侯をして舊法を守らしむるを専らとする際なれば自ら祖宗の法を改めて和親交易の條約を結ぶこと能はず、但し食料其他缺乏品の要求あらん時は之に應することをなすべしといひしに、彼は我要求を拒絕せらるゝに於いては使節の職務を完ふする能はざるが故に是非なく戰争に及ばんとの氣勢を示しぬ。是に於いて林等は談判の状況を具して内訓を乞ひしに阿部は平和に局を結ぶべきことを命ぜり。よりて林等は下田、箱館二港を開きて石炭食料給與の地と定めたり、時に二月二十六日なり翌月三日に至りつひに彼理と條約を定め日本國の人民と合衆國の人民とは永世不朽和親を結ぶべきこと、下田箱館の二港に合衆國人民の

渡來することを許すこと、漂民の待遇を寛裕にすべきこと、合衆國の船下田箱館二港に渡來せん時は金銀錢並に物品を以て入用の物品と交換するを得べきこと、薪水石炭其他の缺乏品は私に賣買すべからざること、合衆國の船難風に遇はざる時は下田箱館二港の外に渡來すべからざること等を約し此條約は十八ヶ月後に批准交換すべきことを約せり。是實に我國條約の嚆矢にして所謂有名なる横濱條約是なり。この年五月二十二日條約附錄十三ヶ條を締結し翌安政二年正月五日に至りて條約書の交換を終へぬ。

安政元年七月英船長崎に來り書を我に致して曰く英國今方に魯西亞と戰爭中なれば海上警衛の爲我等本國より茲に派遣せられたるなり、願くは長崎の港を始め其他の諸港に碇泊することを許可せられたしと、幕府は對戰國の一方に入港を許可するは他の一方即ち魯國に對し

て不義の舉動たるを免れざればとて唯薪水食料其他の缺乏品を求むる時のみ長崎箱館の二港に投錨することを許可せり、時に同年九月なり。同十月十三日に至り幕府は元來和蘭には通商を許可せることなれば合衆國に對して下田箱館の二港を開くことを許せし上からは和蘭に對しても同様の待遇をなし右二港に碇泊し薪水食料を求むることを許可せり、さて又一旦長崎を去りし布恬廷は其年九月軍艦一隻を率ゐて大阪に來りしが幕府の言に従ひ翌月十五日下田に至り茲に筒井肥前守、川路左衛門尉と應接せり。幕府は既に米國と和親交易の條約を締びしことなれば固より魯西亞の容請を斥くる能はずして米國に對すると同じく下田箱館の二港を開けり。時に安政元年十二月なり。

そもそも阿部閣老が亞米利加と平和條約を結ぶべきことを談判委員たる林等に命ぜしは幕府内部の反対並に天下の輿論を顧みずして強

月皇宮は  
炎上せしに此  
月六日なり

ひてなせしことなれば忽ち内外攻撃の衝に當り安政元年二月二十六日に疾と稱して職を辭せんことを乞ひたり。されど允可せられざりしによりこの年四月十日再び辭表を呈出し外國に對する處置宣しきを失ひしは全く自己の不行届の致す所なればとて骸骨を乞ひしが此時も亦許されずして<sup>\*</sup>皇宮造營の總司を命ぜられぬ。當時幕吏中にて時務に通じ理義に明かに恪勤事に當るものを探むれば阿部の右に出づるものなかりければ人々其去らんことを惜み抑留して已まア部も亦強ひて請はざりしにより職を去るに至らずして已みしなり。

**烈公外政參與を辭す** 水戸老公は又其意見の行はれずして條約の締結を見るに至りしかば三月十八日海防の議に參することを辭せんと乞ひ出でゝ事を視す。東湖も老公の引退に同意を表し容易に再び出づべからざることを述べて

乍序奉申上候阿閣の口氣にては近々の内前様御登城の儀上意とか何とかこじつけ候半も難計奉存候十五日<sup>\*</sup>中納言様へ御逢奉願候も十に八九は右瀬ふみ歟と愚察仕候申上候迄は無御坐候へ共上意等之處は難有御受被遊偕阿閣始めへ御やわらかに御問答之上御出現之方歟と奉存候容易に御出現被遊候へば又ごたつき可申過憂仕候といひぬ老公此書を一覽して

本文尤我等も其心得也たとへ上意と申候ても見當も無之に出候位に候へば元より引は不致候へば上意にても人物にても入代り御改正に可相成景光見不申中は如阿勢へは出申間敷候他の領分へ行見分致様のもてなしに相成尤昨年より一つとして馬鹿々々敷無之儀は見不申候

と附記せり。『他の領分へ行見分致候様のもてなし』といへるにて其疎外

せられしを見るべく、『昨年より一つとして馬鹿々々敷無之儀は見不申候』とあるにて其意見の行はれざりしを見るべきなり。かくて四月三十日に至り老公は日々登營するに及ばずとの命に接せり。

**烈公軍政改革に參與す** 外交事件は亞米利加と條約を締結して一ト先局を結びしかば阿部閣老は是より大に内政を整理振張せんとし先づ軍制改革を企て、輿望を荷へる水戸老公を起して其議に參せしめぬ。容易に出でまじといひし老公が再び起ちしは其進退を輕忽にせし觀なきにあらざれども軍制改革は老公がかねての希望なると老公が幕府に對する忠實の心より出でしならむ。安政二年二月幕府は講武所を創設すべきことを決し本邦の槍劍術及西洋の砲術及操練法を習はしむる所と定め、同六月蘭人蒸氣船を獻するや矢田堀景藏勝鱗太郎等をして之が操縱法を傳習せしむるなど専ら軍事の改正進

歩を企圖せり。八月四日阿部閣老は突然部内の反対者たる松平和泉守(乗全)松平伊賀守(忠優)を退けてますく内政を理め繁文縟禮の弊を去り舊習古格の煩はしきを廢して簡易の制度とし質素の風儀を起さんと期せり。同月十四日幕府は水戸老公をして幕府の庶政に參與せしめ隔日登城あるべしと命じぬ。翌日水戸の儒者齊藤徳藏は會津の儒者黒河内十太夫及津の儒者齋藤恒藏と共に將軍に謁見を許され其學術を賞せられぬ。會澤は前編に於いてしばく其名を見はしたる人にして幽谷の高弟なり、此人篤實忠慤の君子にして學和漢に通じまた能く泰西の事情を究めき。天保年中かの有名なる『新論』を著はして我國體を發揮し天下の形勢を説き本邦の防備を論せしが、其文雄勁、其意正大、海内の志士靡然として其説に服し之が爲に覺醒し之が爲に奮起したりしもの幾人なりしを知らず、其書出版部數の多かりしこと水藩著書あり

てより未だ嘗て斯の如きはあらざりしといふ、亦以て『新論』の感化したりし範圍の狭小ならざりしを知るに足らむ。東湖は亡父の高弟が將軍に謁見の榮を賜はり其學術を賞せられしを見て欣喜措く能はず、一篇の文を草して父の靈に告げぬ、東湖は至孝の人なり。

### 告幽谷藤田君文

維安政二年八月口口朔、越二十一日口口、不肖彪敢昭告於先考幽谷藤田君靈。伏惟君夙慨斯文之湮晦、發憤講學、欲闡明神聖之大道、不幸天不假年、中道捐館、距今實三十年、親炙其教、尤深且舊者、獨有會澤安存焉。我太公嘗擢安爲教職之長、亡幾時屬多難、安困阨流離、僅脫一死、今公繼太公之志、百度漸舉、安亦復舊職、恩遇有加、本月十五日大將軍以安善文學特命執贊謁見大城、我二公感喜、以安列番頭之班、更增祿秩、以荅慕府盛意、嗚呼君以廉恥名節、磨勵子弟、未嘗及禍福榮辱之談、安之純孝精忠、君

既知之、則其幸不幸、固似不足以告者、抑正學之興廢、關斯文之盛衰、君子之窮通係國家之汗隆、則今日之舉、君而有知、必爲斯文慶焉、又必爲國家賀焉、乃敢恭薦薄蘋以伸虔告、尚饗。

## 第二章 天下の名士と東湖

**東湖は天下の士**　米艦來り魯船來り和戰の論紛々擾々として天下の人士其歸する所、嚮ふ所を知らざる時に當りては頼む所は唯有識の士のみなり。當時藤田東湖と佐久間象山とは殆んど天下一般に承認せられたる有識家なりき、二人の所説は固より同一ならざりしと雖とも之れを尊信する青年書生の身に取りては其一言一句みな闇夜の光明の如くなりし、其姿容と議論とは聽くものをして覺えず飛躍抃舞せしむるに足るものありし』と大隈重信伯が言ひし如く東湖、象山は

當時に在つて並び稱せられし兩雄にして實に天下の人士に重んせられしなり。殊に東湖は攘夷論を主張し世の風潮に投合せしかば志士論客は其議論に敬服し其風采を欽慕し東湖の門を叩きて教を受けしもの多かりき。東湖の名は實に一世を聳動せり。

### 東湖の交遊

東湖が嘉永六年七月に出府せしより以來藩中の士は言ふに及ばず他藩の名士の訪問引きも切らず、應接に遑なかりし状は續回天詩史料と題する東湖の日記によりて明かなり。其日記によれば安井息軒も來り鹽谷岩陰も來り轟武平も來り日下部伊三次も來り奥平謙輔も桂小五郎も來りしなり、是其重なるもの、其他數ふるに違なし。翌年正月十日に東湖が老公に上りし書中に『御用捨日休<sup>\*</sup>をば他所のもの心得居今朝よりひきもきらす、家來却而御殿へ出候よりも繁多にて差支候事に御座候』とあるより見れば東湖の名聲年に月に高きを

加へ門前市をなせし状想ひ見るべし。

東湖が交を結びし人々の中にて政友として互に肝膽を披瀝し議論を上下したりし重なる人々は川路左衛門尉、石河和介、横井小楠、佐久間象山、長岡監物等にして半は詩友とし半は政友として交を訂せし重なる人々は安井息軒、鹽谷岩陰、芳野金陵、藤森弘庵、林鶴梁、羽倉簡堂等なり、西郷隆盛、有村俊齋の如き年少の徒は東湖の誘掖指導を受けたるに過ぎざりしのみ。

### 東湖と川路

東湖が幽囚以前に川路と深交を重ねしことは前編に於いて述べたるが如し、嘉永六年東湖召されて江戸に至るや、東湖が始めて川路と再會したりしは七月十七日にして彼が日記に『十七日鹽谷を訪愛宕山に登り内海の形勢一覽川路氏を訪奥へ通り酒飯を喫し二更辭し歸』とあるは即ち是なり。其時の川路の外交論は如何なりし

か詳かならざれども其翌日東湖が老公に上りし書により兩者の意見の甚しく扞格せざりしを想ふべし。然るに東湖の日記十月二十一日の條には『是夜川路氏より被招夜四時歸舍川路如何にも姑息可嘆』とあり。此時に於ける相互の談論も亦得て知るべからざれども此月八日に川路は魯國の使節に應接すべき命を請けしより察すれば彼が責任の地位に立ちて手腕を振ふべき際なるが故に言或は姑息に涉りしものありしならむか。されば川路が魯使の要請を謝絶して江戸に還るや、東湖一詩を賦して其功を頌せり。

灑々風姿落々胸。兒童尙識川司農。苦心嘗斷姦臣獄。棹舌今當驕虜鋒。芳野春深香雪滿。難波秋爽月華濃。縱令幽夢追勝景。昭代慎勿從赤松。

### 東湖ミ石河和介

石河和介は阿部伊勢守の側用人にして時

務に通せる識者なりき。東湖が彼と相識りしは何れの日に在りしやを知らざれども幽囚以前すでに相識の間柄なりしことは東湖の日記嘉永六年八月七日の條に『櫻任藏を訪石河和介に邂逅談論時を移し大に稗益あり』と記せるにて明かなり。東湖は老公の旨を受け石河は阿部の旨を受けて共に外政を論議せしことは老公と東湖との往復書簡に往往散見する所なるが東湖の日記に『午後松琴樓にて石和へ逢談論半日咬噏吧へ人を遣候事を議す又品川高輪の間に土居を築く以ての外不可然との議』とあるは亦其一斑たり。

### 東湖ミ小楠

東湖と小楠との交際はすでに前編に於いて述べしが東湖の嘉永六年に江戸に上りし時は小楠熊本に在りて同藩の士永島三平末松孫太郎に托して書を東湖に致し、後又同志津田山三郎の出府せし時一書を裁して之に托して東湖に贈り以て士氣を振興し夷

賊を壘粉すべきことを述べたりき。

二三二

**東湖と象山** 東湖が象山と始めて相識りしは天保五六年の頃なりけん林鶴梁の家に於いて講書の會を催し、時に在りしといふ。其再び相見しは安政元年二月廿一日の夜にて象山が東湖を訪ひし時なりき。此夜激論多時にし、象山辭し歸らんとせし時東湖玄關に送り出で、象山に向ひ、いつか再び相遇はむといひしに象山鬱然として、貴下とは只今交を絶ちしことなれば再び相見るを欲せずと言放ちしを、東湖さあらぬ體にて、否馬上にて相見んとの事なりと受流しぬ。象山額きて門を出でしが忽ち歸り來りこたびは密談時を移して辭し去りぬ。其後數日を経て象山一書を東湖に寄せて下田港を開くの不可なるを論じ下田開港を延期し之に代ふるに他の港を以てしたしとの希望を述べたりき。

### 東湖と長岡監物

長岡監物(是容)は熊本藩の家老にして温良重厚、君子の風あり。東湖が始めて長岡と相識りしは蓋し嘉永六年八月の頃にして『長岡監物人物なり』『監物は有志の家老なり』と其頃の日記に錄せり。東湖と長岡とが對外の意見に就いて一致せしや否やは文書の徵すべきものなれば之を詳にせずといへども當時熊本藩は禮意を加へて穩かに米國の願意を謝絶すべしと建議したりしより見れば兩者の意見は殆んど同一なりしと推測するも不可なかるべきか。其相交りし年月の短かゝりしにも拘らず其交際の親密なりしは左の贈答の歌によりて大方は察し得らるべし。

長岡是容が肥の玄りの國へ歸りてのち消息の末に、いつかまた別れし人にはふ阪の關のひかしの空もなつかしとよみておこせたりければ返しつかはすとて歌のもしを句の頭毎におきて

よめる

いつしかと月日涉りしかひありてまちみし日より旅ころも別るゝ  
までにかたらひしれいの心をしるからにひがしの國に向よかし西  
の國にてあはまじのふかき契もさゝら波かゝらんためぞ野も山も  
關の戸さゝぬ君が代の後の代までも日の本の神の手ふりを乞ひ  
ろめ法の道なる空言に埒をめぐらし本末の中つ数をつたへつゝか  
たみに行ん敷島の道

反歌

あかなくに別れにしかば我心相坂の關を越ぬ日はなし  
西東身は隔たれせみよのためおもふ心の二つやはある

**東湖と儒者** 羽倉簡堂、林鶴梁、安井息軒、鹽谷岩陰、芳野金陵、藤森

弘庵皆是當時有名の學者にして或は經學を以て鳴り或は文章を以て

鳴りしもの、而して彼等は儒者の本務として經國濟民の策を講せしものなれば外人來りて互市を求め世論紛々たる時に當りいで黙すべき、或は書を著はし或は上書して時務を論せりき。東湖は多面的の人なれば是等の人々とも常に相往來し時に政治を論じ時に詩文を談じ時に碁局を鬪はして人後に落つることなかりき。

**東湖と西郷隆盛** 東湖が始めて西郷隆盛を識りしは安政元年二月にして東湖時に年四十九隆盛は二十八なりき。隆盛は東湖の雄偉なる風采に接して東湖を評して『盜賊の親分の如し』といひしが爾來しばく東湖を訪ひて其教を受くるに及び東湖の人と爲に服し常に曰く我先輩に於ては藤田に服し同輩に於ては橋本を推すと。東湖も隆盛の質樸にして區々粉飾の體なく雄偉の氣自ら中に存するを見て深く之を愛し誘掖激励至れりしといふ。

### 第三章 結城派の處分ご東湖

結城派大に東湖を惡む 老公再び藩政を視るに及んで  
 結城派の人々が黜けられることは前篇に述べたり。さて其後嘉永六年  
 八月廿日老中阿部伊勢守より水戸家の元老中山備後守に達して、前中  
 納言殿海岸防禦筋の儀につき御登城仰出されたることなれば水戸家  
 御家政向萬端前中納言殿に御相談之あるべし先年連枝方御後見中の  
 政治に泥まづ一旦罪を蒙りし御家臣といへども正論有志のものは夫  
 夫御撰用相成るべしとの旨を申渡されぬ。是に於いて結城派は、幕府が  
 かゝる達を下されし上は我等再び世に出でゝ志を舒ぶべき望なきに  
 似たりとて結城、谷田部等相謀りて一書を認め慶篤卿に呈し天狗派を  
 攻撃し卿をして天狗派を忌ましめ以て他日の爲に素地を造らんと工

みたりき。而して其書の大意は、伊勢守がかゝる達書を發せしは、必竟天  
 狗派の使嗾に出でしなり。老公が幕府の外政に參與するは喜ぶべきに  
 似たれども幕府萬一失政あらん時は本藩亦其責を荷はざるべからざ  
 れば本藩の爲に却つて不幸なり。又天狗派の人々は君公<sup>\*</sup>が彼等を嫌は  
 せらるゝ事を熟知するが故に君公成年の後惡事の露顯せんことを畏  
 れて今日より其計畫を爲すものなりといふに在りき。而して東湖に就  
 いては殊に惡言を加へて左の如く言へり。

先年戸田藤田兩人共公邊より御示有之候者共又々被召寄大祿被下  
 置萬事御取用被遊候へ共右兩人の儀は先年御政事向専ら御任せに  
 相成候節威義御兩公様の思召を繼と名付け實は虎之介亡父次郎左  
 衛門と申者認置候存意を届け可申と相巧み檢地學校神道引立寺社  
 潰し嚴重被仰付候所御兩公様の思召を繼候事に候へ共義公様御建

立の寺迄潰し候筈も無之左候へば全く駒込様老公を云ふ思召には無之  
實は次郎左衛門存意を虎之介取計候段顯然と相分候事に御坐候右  
之通り自分の巧みを以て君上を慎み御隱居被遊候迄に仕候てもぬ  
くくと存命に罷在候而已ならず隱居の身分古來見合も無之大祿  
を頂戴大顔仕又々御側御用相伺候儀如何仕候ものに可有之哉右之  
通大膽不敵の者共に御座候間此度海岸防禦の儀に付ては如何様の  
儀仕出申間敷者にも無之御家中一同心配至極に奉存候

即ち結城派は天保の藩政改革を以て老公の意に出でたるにあらずし  
て東湖の父幽谷の遺志に基きて行ひしものとなし老公が謹慎の身と  
ならせられしは天保の改革より起りしものなれば東湖が誘發せしも  
のなり然るに其東湖は隠居後再び召し出されて高祿を食み側用人の  
格を以て老公に咫尺するは實に其意を得ざるものなりとなしなり

さて此事露顯に及びしかば結城派處罰の議起りて結城を死刑に處す  
べしとの論盛なりしが東湖は之を不可なりとし一代預けとなすべし  
との議を主張しつひに之に決し結城は松平松之允へ一代御預けと相  
成つたりき。結城派の平尾右近、友部八五郎の二人をも嚴罰に處すべし  
との議ありしに東湖は寛典に從ふべしとて左の如く言へり。

\* 結の黨平尾の外にては七人衆抔有之候へ共其内平尾友部と人々申  
候儀は畢竟學問有之ゆへに有之右之ものゝみ嚴重に被仰付候へば  
學派に落入申候間兩人とも御役のみ被召放小普請にて隨分可然奉  
存候愚臣儀共も身に覺有之所祿へ御手の付候ものは別而必死に相  
成候ものかと奉存候

毗聴の怨をも報いんと欲するはなべての人之情なるに東湖は結城派  
が己れを苦しめ己れを惡みしこと斯の如くなるにも拘らず敵の窮境

に在るに際しては之を恤み之を救はんとせしこと斯の如し。東湖は敵を愛するほどの至聖の人ならざりしも其敵を憐みしはさすがに度量の大なるを見るべし。

#### 第四章 東湖の死ご名士の哀惜

「大震之至、左の如即ち少く異實文金なり出の聞」  
「芳せ文唱是\*事祭野るを義は」  
「于呼ニ堂、母之走氏」

東湖死す 安政二年十月二日の夜、關東地大に震ひ江戸の地殊に甚しく死者二十餘萬人、藤田東湖は小石川の藩邸に在りて災に遇ひ戸田忠太夫(逢軒)も亦壓死せりき。此夜東湖の家に客あり、東湖「玄關へ送り出て立戻りいまだ脇差も抜かざるに大地震なりければ老母を扶け一旦庭前に出てけるに老母火鉢に土瓶の湯かけずに出たり火の用心悪しといひてまた家に入ければ東湖ソレハあぶなき事とて老母を出さんとてこれも家に入ける處鴨居落かゝりけれども東湖大力の人故老

母を下に圍ひ坐して両手を突肩に鴨居を受ながら片手にて老母を庭前に投出しけるにまた一震強くあり終に東湖は壓死して老母は免れ存命しけり』東湖時に年五十、戸田は深沈にして度量あり、嫋雅にして氣格あり、事に當つては細心熟慮して苟くもせず變に處するも疾言遽色して猥に動かず、實に社稷の臣たる風ありき。戸田は東湖と共に老公を輔翼し内外の政務に參して献替せしこと多く老公の雙腕に比へられ並び稱せられて兩田といはれき。されば兩雄が不慮の災に遇ひ英魂空しく九天に上るや、老公の悼惜哀痛言はん方なく之を天聽に達せしに忝くも孝明天皇には嘸遺憾なるべし朕も亦惜しく思ふとの勅語を老公に下し賜はりしそ畏しき極みなりける。

天下の名士東湖を惜む 東湖の死亡は實に當時の名士を驚殺せしめ天下の事又爲すべからずと嘆息せしめき。一人の生死も

天下の安危に繋るものあればなり。東湖は偉人なり。  
横井小楠が柳川藩家老立花壹岐守に與へし書中に

是等の愚存も藤田存生に候得ばさうぞ一度は届度罷在候處此節の落命實に力を落申候最早誰に向て心中を盡可申哉誠に寂然たる光景に奉存候

といひ又古田悌藏に答へし書中に左の言あり

又水府二田失亡無是非至にて角有名の面々不幸も天運共にても御座候らはん心細き事に御座候藤田へは段々意見申遣候筈にて既に草稿相認罷在候中凶變相聞別而殘念に奉存候二田失亡いたし候ては水府に申遣候相手無御座意見狀も其儘にて封ヒ置申候

西郷隆盛が樺山三園に與へし書中には

去る二日の大地震は誠に天下の大變にて水戸の兩田もゆひ打に被

逢何とも無申譯次第に御座候頓と此限にて何も申口は無御座候  
とあり。

### 結城寅壽東湖を知る

天下の名士が東湖の死を悲みしこと斯の如し其他識ると識らざるとを問はず哀悼の情に禁へざりしは推して知るべきなり。東湖を猜忌し東湖を陥擠し東湖を謀殺せんとしたりし彼結城寅壽の如きも東湖の災に遇ひしを聞くや大息して曰く東湖は大量の人物なりしかば我を殺さずして御預けの身とせり、東湖死せし上からは我必ず死を免れざるに至らん今にして謀をなされば悔ゆるも詮なからんとて種々密計を廻らしゝが後其事露はれつひに死刑に處せられき。

大正十三年五月廿二日  
藤田東湖傳終 小牧寢實繁

明治三十二年九月廿三日印刷

藤田東湖傳

明治三十二年九月廿三日印刷  
同年九月廿七日發行

(定價金五拾錢)

著作者 菊池謙二郎

發刷行者兼

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

右社長 原亮三郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

代表者

賣捌所 各府縣特約販賣所

所有  
著作權

所賣販書圖用科教行發社會式株籍書堂港金

所賣販書圖用考參行發社會式株籍書堂港金

所賣販書圖用科發社會式株籍書堂港金

常陸國水戸上  
下濱土同石岡  
井館鍋浦  
水海道  
境岩下野國鹿沼  
足利太田原  
福島  
岩代國福島  
喜須賀松若同  
多方川  
中村  
國中  
城  
宮  
山形  
佐沼  
角田  
陸前國仙臺

八加佐佐有藤木高縣	佐瀬橋田漸博縣	三田相縣	新初樹須寺伊高高平
藤勘	崎村橋	野本中	代場
島源千		作進向	見屋藤田沼野木野
平右衛門	簽書祐文藤之	與右太善	市政善右清彌清市雄
兵衛門治店	助助七	衛七門平平堂堂	衛兵吉吉門衛助次衛助

北海道 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 羽前國山  
石狩國札幌 渡島國函館 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 羽後國酒田  
後志國小樽 同 長井澤  
同 新庄  
同 鳥岡  
同 花卷  
同 一ノ關  
同 陸前國高田  
同 陸中國盛岡  
同 大曲  
同 増田  
同 橫手  
同 手  
秋田手

川壹魁	<b>道</b>	今今縣	菊佐菊上佐	縣	柳東大成	縣	鈴白地日大風	間	五十嵐太郎衛門
南間		泉州	地藤地村藤		田林澤見		木主向泉		
文									
重		支道次	喜忠方	庄	繁重鮮清		吉善火酒		
左右		店郎	太郎六	兵衛	太郎堂	兵衛			
祐太舍			藏平郎		次		八助藏吉平		



18

121.8  
H982K3h

007292-000-2

121.8-H982K3h

藤田東湖伝

菊池 謙二郎／著

M 3 2

A C K - 1 1 1 4



